

## ○ 貸付種別ごとの添付書類

貸付種別ごとに必要となる添付書類は次表のとおりです。

(注記1) および(注記2) も必ず確認してください。

貸付種別	添付書類
一般貸付け 特別貸付け	○貸付金額(借り換えの場合は送金額)が100万円未満の場合 なし  ○貸付金額(借り換えの場合は送金額)が100万円以上の場合 必要額が確認できる書類(注記1)
住宅貸付け	別表のとおり
住宅災害貸付け	別表のとおり
介護構造部分に係る貸付け	①別表のとおり ②在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書(様式あり) ③介護構造部分の内容およびその必要額が確認できる書類 ア. 該当個所の分かる住宅の平面図等 イ. 工事費用見積書またはこれに相当する書類
教育貸付け	①入学又は修学の事実を証明することのできる書類 入学の場合…合格証明書(合格通知書)の写し、入学証明書の写し等 修学の場合…在学証明書(発行後3月以内のもの) なお、入学又は修学する学校が小学校、中学校又は義務教育学校である場合は、入学(修学)に関する申立書(様式あり) また、外国の教育機関にあっては、入学(修業又は受講)する課程の修業年限が3年以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上であることの証明できる書類(様式あり)またはこれに準ずる書類(日本語の翻訳文を添付) ②必要額が確認できる以下に掲げる書類 【教育機関に支払う費用】 入学金・授業料等の必要額、内訳および納付期限日が確認できる書類(授業料等の通知書など) 【通学のための交通費】 6箇月定期券(3箇月定期券)の価額を確認できる書類および6箇月定期券(3箇月定期券)の写し(購入後) 【下宿代・アパート代】 賃貸借契約書等(契約期間、家賃、共益費、入寮費、寮費等が確認できる部分を含むもの。)の写し 【教育ローンの借り替え】 教育ローンであることが確認できる残高証明書等および過去3箇月の返済が確認できる通帳の写し等 【上記以外の費用(入学または修学に伴い臨時に必要となる費用)】 必要額が確認できる書類(注記1) ③対象者との続柄を確認できる書類(注記2)
災害貸付け	被災の事実を証明することのできる書類 (市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書)

貸付種別	添付書類
医療貸付け	①医療費を要する事実を証明することのできる書類（領収書の写し、医師の診断書等） ②対象者との続柄を確認できる書類（注記2）
結婚貸付け	①次のいずれかの書類 ア. 結婚する事実を証明することのできる書類（結婚式場の挙式申込受理書、仲人の証明等） イ. 婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類（戸籍抄本等） ウ. 内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類（住民票および民生委員の証明書または所属所長の証明書等） ②必要額が確認できる書類（注記1） ただし、①のア. の書類で必要額が確認できる場合は省略できます。 ③対象者との続柄を確認できる書類（注記2）
葬祭貸付け	①葬祭対象者の死亡（平成8年7月1日以後の死亡に限る。）の事実および組合員との続柄が確認できる書類（戸籍抄本等） ②次のいずれかの書類 ○申込事由が葬儀または法事等である場合 葬儀または法事等を行うことを明らかにする書類 ○申込事由が墓地の取得等である場合 墓地等の購入費用および購入日を確認できる書類 ③必要額が確認できる書類 ただし、②の書類で必要額が確認できる場合は省略することができます。
高額医療貸付け	保険医療機関等が発行する請求書または領収書の写し
出産貸付け	○貸付日が出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内）の組合員または貸付日が出産予定日まで2か月以内の被扶養者を有する組合員 ①母子健康手帳の写し（表紙部分） ②出産予定日まで2か月以内であることを証明する書類（様式あり）（注） ○妊娠4か月以上の組合員または妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩または母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払いが必要となった者 ※妊娠4か月以上とは、受胎から分娩予定日までの280日の標準日数を10等分して決められる妊娠月数の3か月目（84日）を経過し、4か月目（85日）に入った以後をいいます。 ①母子健康手帳の写し（表紙部分） ②妊娠4か月以上であることを証明する書類（様式あり）（注） ③医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書または領収書の写し （注）病院所定の様式による出産（分娩）予定日証明書等（様式の項目を満たすもの）により②に代えることができます。

※ その他、必要に応じて別途に書類の提出を求めています。

(注記 1) 必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類です。ただし、貸付け申込み期間内に支払が完了している場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることができます。

ア 契約書の写し

イ 請書の写し

ウ 請求書の写し

エ 見積書の写しおよび注文を証明できる書類の写し

なお、見積書(または注文書)に注文先の従業員による注文の証明を加筆のうえ、押印してもらうことにより、これを「見積書の写しおよび注文を証明できる書類」として取り扱うことができます。

また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができます。

★ 上記(注記1)のエ「見積書の写しおよび注文を証明できる書類」の例

×年×月×日	
見 積 書	
公立 太郎 様	〇〇商会株式会社
下記のとおりお見積り申し上げます。	
合計額	1,150,000 円
品名	: 〇〇〇製 〇〇〇〇
価格	: 1,150,000 円
個数	: 1 台
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">上記注文をお請けしました。 南 太郎 (南)</div>	
↑	
従業員の手書きの証明でかまいません。	

(注記 2) 対象者が被扶養者でない場合は、組合員との続柄が確認できる書類(住民票、戸籍抄本等)を提出する必要があります。

[別表]

	申 込 事 由	添 付 書 類
共同住宅(マンション等中高層) 土地付住宅	新築購入 (建築中のものを含む。)	① 売買契約書の写し ② 登記事項証明書(土地) ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図
	中古購入	① 売買契約書の写し ② 登記事項証明書(土地) ③ 登記事項証明書(建物) ④ 住宅の平面図
住 宅	新 築	① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可) ② 登記事項証明書(土地)および敷地の名義人の土地使用承諾書(様式あり) ③ 確認済証の写し ④ 住宅の平面図
	増築、改築、 移築	① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可) ② 登記事項証明書(土地)および敷地の名義人の土地使用承諾書(様式あり) ③ 登記事項証明書(建物)および住宅の名義人の建物使用承諾書(様式あり) ④ 確認済証の写し ⑤ 住宅の平面図
	購 入	① 売買契約書の写し ② 登記事項証明書(土地)および敷地の名義人の土地使用承諾書(様式あり) ③ 登記事項証明書(建物) ④ 住宅の平面図
	修 理	① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可) ② 登記事項証明書(建物)および住宅の名義人の建物使用承諾書(様式あり) ③ 修理箇所の図面および写真
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅の平面図
敷 地	購 入	① 売買契約書の写し ② 登記事項証明書(土地) ③ 住宅新築工事に係る誓約書(様式あり)
	借 入 れ	① 賃貸借契約書の写し ② 住宅新築工事に係る誓約書(様式あり)
	補 修	① 工事請負契約書の写し(契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しでも可) ② 補修箇所の図面および写真 ② 登記事項証明書(土地)および敷地の名義人の土地使用承諾書(様式あり)
<p>住宅災害貸付けの場合は、上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書が必要となります。</p>		

※ その他、必要に応じて別途に書類の提出を求めることがあります。

※ 登記事項証明書は原本とします。(発行後3月以内のもの)  
登記事項証明書は全部事項証明書または現在事項証明書とします。

※ 確認済証とは、建築基準法第6条の規定による証明書です。